



◆『確定申告をされる方へ』『介護予防サービスについて』

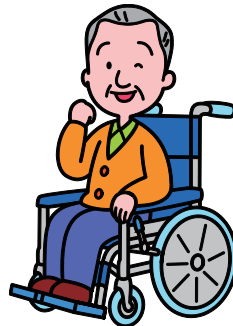
確定申告をされる方へ

確定申告を2月にされる方で、介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている方、または扶養家族で介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている家族のいる方については、障害者控除の対象になりますので、保健福祉課介護保険係の窓口で『障害者控除対象者認定書』の申請をお願いします。

なお、対象となる方への認定書の交付については後日郵送いたしますので、申請手続きについては申請書の提出のみとなります。

※障害者控除の判断基準

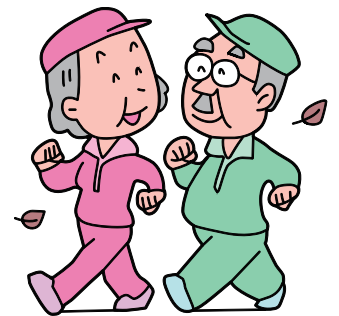
要介護状態区分	認定区分
要介護1～要介護2	障害者に準ずる
要介護3～要介護5	特別障害者に準ずる



介護予防サービスについて

要支援1・2と認定された方は、心身の状態が維持・改善される可能性が高い方であり、生活機能の維持・向上を目的とした『介護予防サービス』が利用できます。

介護予防サービスは、筋力向上や栄養改善、口腔機能の向上など介護予防を目的とした内容が組み込まれた在宅サービスです。



《介護予防って何だろう?》

介護予防とは、介護が必要な状態になることの予防や、介護が必要な状態になっても悪化を防ぐことをいいます。必要な方が必要なサービスを利用できることは大切なことですが、過剰なサービス利用は、本人の自立を損なうことも少なくありません。

自分でできることは自分で行い、できないことは介護予防サービスを活用しながら、心身の改善を図りましょう。

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	4,767人	平成24年10月末日 現在	
要介護（支援）認定者	913人		
給付実績	在宅介護サービス費	39,159,193円	平成24年9月の 給付実績
	施設介護サービス費	51,388,029円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	28,370,398円	
	介護サービス費 合計	118,917,620円	

今年もどんどん  
大崎町をPRしていこうね。



あけましておめでとう！